

韓国知的財産ニュース 2013 年 6 月前期

(No. 248)

発行年月日：2013 年 7 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、6 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 創造経済時代の知的財産リーダ、特許で育成 (6. 4)
- 2-2 知財 DB ユーザーグループが発足 (6. 4)
- 2-3 韓米特許庁 発明人材の育成に協力 (6. 5)
- 2-4 5 年間 40 兆ウォンを投入…65 万人の新たな雇用を生み出す (6. 7)
- 2-5 韓国特許庁、米国で知的財産投資説明会を開催 (6. 10)
- 2-6 未来創造科学部・技術標準院と標準特許政策フォーラムを開催 (6. 12)
- 2-7 中央アジアで知的財産の韓流ブームを巻き起こす！ (6. 13)
- 2-8 韓国特許庁、太陽光発電の関連機関の代表者と懇談会 (6. 14)
- 2-9 国立農業科学院「国家特許微生物統合保存所」に選定 (6. 14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 ハンミ薬品、多国籍製薬会社との特許訴訟で勝訴 (6. 4)
- 3-2 パテント・トロール 韓国企業が「餌食」 (6. 5)
- 3-3 米 ITC 「アップルがサムスン特許を侵害」 (6. 5)
- 3-4 SK ハイニックス、ラムバスとの特許訴訟に終止符打った (6. 12)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 デザイン優先審査申請の 87. 8%が中小企業 (6. 11)
- 4-2 デザイン外注の「甲」をなくす 産業部、標準契約書を導入 (6. 12)

その他一般

- 5-1 携帯電話カメラ映像センサー特許技術 日韓戦が激しい(6.3)
- 5-2 LG 電子、LTE-A 特許登録1位(6.10)
- 5-3 「音」だけで溶接ができる(6.12)

法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

2-1 創造経済時代の知的財産リーダ、特許で育成

韓国特許庁(2013.6.4)

韓国特許庁とソウル大学産学協力団は、6月4日、ソウル大学で研究ノート利用の拡大をはじめ、知的財産創出・活用の促進に向けた了解覚書を締結した。

今回の締結は、ソウル大学の教授と研究員が研究ノートを積極的に利用し、研究開発情報管理の能力を高め、優秀な知的財産の創出と活用能力をともに向上させることを目的としている。

了解覚書の主な内容は次のとおりである。

- ▲研究開発情報の管理・活用に向けた研究ノート拡大に協力
- ▲創造アイデアの知的財産権獲得、及び活用(事業化)のために協力
- ▲研究者を対象にした知財・R&D 方法論を教育するためのプログラムを運営
- ▲研究開発に知的財産を活用した成功モデル開発に向けて協力
- ▲ソウル大学が行う政府 R&D 課題の特許成果管理について協力

今回の締結後、研究ノート教育、知財・R&D 方法論教育などのバックアップは、専門機関である韓国知識財産戦略院を通じて行われる。

現在、韓国大学の技術移転の現状を分析すると、2006年をベースにその金額が着実に増加しているが、1件当たりの収益は、数千万ウォンを下回っている。一方、知的財産の成長と管理を充実してきた米国大学の場合、技術移転1件当たりの収益は、韓国大学の10倍以上となっている。

こうした状況の中、韓国特許庁と韓国を代表する研究機関ソウル大学が了解覚書を締

結したことで、研究ノート活用や知財 R&D 方法論が他の大学・研究機関にまで拡大すると期待されている。また、大学レベルの知的財産活用の成功モデルを大学全般に拡大できれば、韓国の特許競争力の向上にも貢献できるとみられている。

韓国特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョクジュン局長は、「研究ノートと知財 R&D 方法論は、ソウル大学の数多い無形資産である想像力とクリエイティブなアイデアを、お金になる知的財産化してくれるだろう。大学が知的財産創出を堅実に推進し、それを活用することで収益をあげれば、問題となっている大学の奨学金の財権問題も解決できるだろう」と説明した。

2-2 知財 DB ユーザーグループが発足

電子新聞(2013.6.4)

知的財産サービス業界の供給者と需要者がタッグを組んだ。知財情報専門家集団が柱となり、国内外の知財情報とデータベースの共有を通じて、知財サービス産業を活性化させるという目標をかかげた。知財サービスユーザーの意見を反映し、知財 DB サービスを見直す。

韓国知識財産サービス協会は、4日、ソウルにて「知財 DB&ソリューションカンファレンス」を開き、知財サービスユーザーグループ「知財情報ユーザーフォーラム」を発足した。△知財情報専門家集団同士で専門知識共有知財調査・分析ツールについて情報共有と利用向上策の模索、△韓国特許情報 DB の発展策を講じて競争力を確保、△特許 DB 検証・評価を通じたユーザーグループの地位確立などを知財情報産業の活性化に向け取り組むという。

知識財産サービス協会特許情報調査・分析分課に属している企業は、国内外の様々な DB を利用している。しかし、各 DB とソリューションの特徴を活かせず、業務品質向上に適切に反映できなかった。知財情報ユーザーフォーラムのキム・キョンウク設立推進委員長(IPI 代表)は、「特許担当者は、様々な分野の特許 DB を利用するよりかは、よく利用している特定特許 DB に依存して調査・分析を行っていた。そのため、知財調査報告書の品質向上の基本となる特許 DB について相互の知識共有が求められていた」とフォーラム設立の趣旨を語った。

フォーラムは、四半期ごとにセミナーを開催し、専門家によるテーマ発表と議論を行ってその結果を公共・民間のユーザーに提供する。DB 開発運営会社の担当者が DB について教育を行う。特許 DB 別の比較評価資料の報告書も発刊する計画だ。

「創造経済時代、知財 DB&ソリューションと有望な未来技術」というテーマで開かれた今回のカンファレンスでは、特許 DB と分析ツール、知財 DB ソリューションを利用した有望な未来技術の発掘など、2セッションに分けて進められた。アイピールのパク・ヨンジュン代表が「特許 DB の現状と発展のありかた」を、知識財産戦略院のパク・ジョンファングループ長が「有望な未来技術を発掘する戦略」をテーマに基調演説

を行った。パク代表は、「創造経済時代を迎え、特許情報と他の情報を融合させて新たな価値を創出するのが重要なテーマになった。特許分析と特許ツールの需要が高まり、特許技術取引の活性化に貢献するだろう」と述べた。

韓国特許庁が主宰し、韓国知識財産サービス協会・知財情報 DB ユーザーフォーラムが共同で主管したカンファレンスでは、ウィップス・マークプロ・韓国発明振興会・ウイズドメイン・トムスン&ロイター・レクシスネクシス・アイピーアイ・グローバルテクニク・イアムハブなど、知財サービス会社が各知財情報分析の戦略と検索・調査分析ツールを紹介した。

〈クオン・ドンジュン記者〉韓国特許庁と米国特許庁は、6月3日、米国のシリコンバレーで開催された韓米特許

2-3 韓米特許庁 発明人材の育成に協力

韓国特許庁(2013.6.5)

韓国特許庁と米国特許庁は、6月3日、米国のシリコンバレーで開催された韓米特許庁長会談において、創意発明人材の育成に向けた協力事業と、特許分類に関する協力事業の推進に関する了解覚書に調印した。

創意発明人材の育成に向けた協力事業に関連して両庁は、知的財産と発明教育の教材を共同で開発し、それを両国はもちろん、開発途上国にも積極的に普及することで合意した。

また、両庁は、一部の技術分野について、韓国の特許文献を試行的に CPC で分類するための協力事業を推進することにも合意した。

キム・ヨンミン庁長は、「韓米特許庁間の発明人材育成協力事業は、最近、両国の首脳が地球の繁栄に貢献するため、両国関係をグローバルパートナーシップに飛躍させていくことで合意したことを、知財権分野においての実践の意味を持つ」と評価した。

また、特許分類に関する協力について、「新たな特許分類システム(CPC)が特許文書の検索効率性を高め、特許審査の品質の向上をはじめ、特許情報に一般人もアプローチしやすく、すぐ確認できる良いきっかけになるだろう」と述べた。

一方、韓国特許庁は同日、KOTRA シリコンバレー貿易館とともに、「海外知的財産戦略に関する懇談会」を開催した。

シリコンバレーに進出している中小・中堅企業など、約 20 社の企業・団体の関係者が参加した今回の懇談会で、KOTRA と韓国特許庁は、米国に進出した企業が現地で知っておくべき知的財産戦略を紹介し、現地企業の意見を聴取した。

韓国特許庁は、今回に聴取した意見を反映して、米国に進出した企業の知的財産紛争対応力を向上させるなど、創造企業のグローバル知財経営の能力を高められる支援案を設ける計画だ。

2-4 5年間 40兆ウォンを投入…65万人の新たな雇用を生み出す

電子新聞(2013.6.7)

「創造経済の実現計画」とは、韓国の強みとなっている科学技術と情報通信技術(ICT)を活用し、韓国型創造経済を実現するための青写真だ。

また、パク・グンへ政権が掲げる「国民の幸せと希望の新時代の実現」に向けたロードマップだともいえる。

未来創造科学部を中心に、各部署が合同で設けた「創造経済の実現計画」の骨子は、国民のクリエイティブなアイデアが科学技術・ICTと融合され、創業と新産業・新市場の創出につながり、結局、良質の雇用を創出する「創造経済の生態系」を構築することだ。

「創造経済の実現計画」は、創造経済をスローガンとして掲げた新政権が発足100日で導き出した最初の成果だという意味だけでなく、未来成長の柱の一つに科学技術とICTを活用するという意志を再確認したということで特別な意味を持つ。

すなわち、21世紀の先進国としての飛躍に向けた3大柱に科学技術とICT、潜在している国民の可能性を選定したのだ。

未来創造科学部のチェ・ムンギ長官は、「創造経済の実現計画を通じて、今後5年間65万人の雇用を生み出すことができるだろう」という見通しを示している。

「創造経済の実現計画」がスムーズに実現されれば、若者の失業問題など、雇用問題の解消をはじめ、委縮している経済の活性化、国民が幸せな時代の達成も早期に実現できるといふ見方だ。

韓国政府は、こうした目標を達成するため、今年6兆9000億ウォンをスタートに、今後5年間、計40兆ウォンを投じる計画だ。

創造経済の実現計画は、△創造と革新を通じて新たな雇用と市場を創出し、△世界と足並みをそろえた創造経済グローバルリーダーシップの強化、△創意性が尊重され、思う存分力を発揮できる社会の実現の3大目標と、その実現に向けた6大の戦略、24の推進課題に構成されている。

まず、政府は、きちんと創意性の補償が行われ、創業しやすい環境を構築する。

創意的なアイデアと可能性があれば資金調達ができるよう、創業企業の資金調達の構造を融資中心から投資中心に変える。

「エンジェル投資」の活性化、「クラウドファンด์256」の制度化、5000億ウォン規模の「未来創造ファンド」の発売などが代表的な例だ。

一方、創意的なアイデアが特許につながるよう、「国家特許戦略の青写真」が設けられ、特許などの価値評価に基づいた金融支援も可能となる。特許投資ファンドは、今年だけで2000億ウォンが発売される予定だ。

ベンチャ・中小企業を創造経済のキープレイヤーとして育成し、グローバル市場の進出も支援する。

政府と公的機関が公共需要を通じてベンチャ・中小企業の初期販路の開拓を直ちに支援する。優秀調達物品制度によって公共調達市場に進出できる機会も提供する。買収合併(M&A)規制の緩和で投資活性化を図る。

グローバル市場の進出が有望なスタートアップを対象に現地のインフラ・ネットワークと連携した支援も提供する。

また、根強く残っている人材難に直面しているベンチャ・中小企業が必要な人材を事前に調査して教育し、就業と連携する「人材共同管理」体制も構築される。

新産業・新成長の開拓に向けた成長エンジンも本格化される。

科学技術と ICT を通じて従来産業に活力を吹き込む「創造経済ビタミン」プロジェクトが代表的だ。

農業、文化、文化、食品、政府、インフラ、安全など、各分野別に科学技術と ICT を融合させ、機械・製造など、成長が頭打ちとなっている主力産業の競争力を高めると同時に、社会問題を解決することが目的だ。

社会システムの革新に向け、科学技術と ICT、文化制度の見直しなどを包括する政府レベルの中長期戦略「C-コリア」プロジェクトも推進される。科学技術と ICT、技術と人文社会領域の融合、政府・民間の連携などを通じて社会システムを革新させると同時に、新市場を開拓する。

グローバル創意人材の育成も主な課題だ。

2017年までに35種の融合人材教育コンテンツを開発し、小学校の教科書に反映する。青少年を対象に技術創業キャンプを運営し、成功ベンチャ起業家とのメンタリングを通じてチャレンジ精神と起業家精神を高める案も推進する。

健康志向(Well-Being)と文化芸術などの有望分野産業融合特性化大学院と融合型デザイン大学も拡大する。

創造経済の基盤となる科学技術と ICT 革新能力も持続的な強化する。政府 R&D 予算のうち、基礎研究の割合は、今年36%から2017年に40%に拡大する。

クリエイティブな若者の研究者に独創的なアイデアを実現できるチャンスを提供するため、「未来挑戦型冒険研究事業」を試行実施する。基礎・コア研究の評価手続きを簡素化する「韓国型グラント(Grant)制度」と、挑戦性の高い研究課題を選定して、誠実失敗した時には不利益を免除する「革新跳躍型の研究開発事業」を拡大、研究者の創意的・挑戦的研究を活性化する。

5G 移動通信、実感メディアなどの ICT 未来有望技術を選定・開発し、海外市場を目標に 10Gbps インターネット、次世代 Wi-Fi など、次世代ネットワーク産業も育成する。

創造経済文化造成も欠かせない。

下半期に創造経済博覧会を開催し、国民に挑戦と開放の文化と、創造経済の成功事例を紹介する。

1世帯1知的財産キャンペーンとアイデアフェスティバルも同様だ。想像力とアイデア

アを提案する雰囲気根ざし、優秀なアイデアが特許に、事業会につながるよう支援する。

このように、「創造経済の実現計画」は、韓国の産業・経済構造を先進化するとともに、全国民・全産業が科学技術・ICTを活用して国全体の一帯革新を図るための方法論だ。

「創造経済の実現計画」のスムーズな移行のために、政府はもちろん、民間も後押しを惜しまないと同時に、自分に与えられた役割に最善を尽くすべき理由だ。

<キム・ウォンベ記者>

2-5 韓国特許庁、米国で知的財産投資説明会を開催

韓国特許庁(2013. 6. 10)

□ニューヨークにおいて海外知的財産センター(IP-DESK)を開所

韓国特許庁は、大韓貿易振興公社(KOTRA)と共同で、米国のニューヨークにおいて6月7日、海外知的財産センター(IP-DESK)の開所式を行った。

また、開所とともに、KOTRA ニューヨーク貿易館に所在している韓国貿易業界のビルにて韓国特許庁の「海外知財権保護の説明会」をニューヨーク大使館の関係者、現地の企業家、法律専門家、商工関連団体の会員などが参加した中で開催した。

途上国における模倣品被害とは別に、米国などの先進国では、特許管理会社や保護貿易主義の影響などによって韓国企業が知財権紛争に巻き込まれる事例が多く、今後も増加すると見込まれているため、現地におけるサービス枠を強化すべきだという声が高まっていたことが背景にある。

今回、IP-DESK が設置されるニューヨークは、昨年3月に開所したLA地域のともに、韓国企業が最も多く進出している米国地域であり、同地域のIP-DESKは、米国輸出や米国市場でビジネス活動を行う上で経験する知財権関連の問題を解決するため、知財権情報の提供、専門家による相談、技術取引など、様々な支援サービスを提供する知財権の「ゲートウェー」としての役割が期待されている。

特に、中国などに設置された従来のIP-DESKは、韓国企業の知財権侵害を回避するために侵害調査や取締りに重点が置かれたが、米国のIP-DESKは、侵害紛争に巻き込まれた韓国企業が多いという特徴を踏まえ、輸出品に対する紛争可能性の予測と回避、紛争対応コンサルタントに重点を置いて運営する予定だ。

キム・ヨンミン庁長は、「半導体やデジタル分野では、中堅・大手だけでなく、売上高10億ウォン以下の中小企業も紛争の対象となっている。だからIP-DESKを通じて事前の措置を優先検討する必要がある」と強調しながら、「韓国特許庁は、現地にIP-DESKを設立・運営するとともに、韓国企業の知財権保護のため、昨年11月に韓国知識財産保護協会内に知財権紛争対応センターを設立して予防中心の紛争段階別に合わせた支援を行っている。業種別の団体間で共同対応を促し、輸出段階別に合わせた紛争対応支援政策を推進する計画だ」と説明した。

韓国特許庁は、KOTRA、韓国知識財産保護協会と共同で知的財産権の情報不在、及び専門家の不足によって苦しんでいる韓国企業を支援するため、2006年からIP-DESKを設置・運営している。IP-DESKは、現在中国（北京、上海、広州、青島、沁陽）、ベトナム（ホーチミン）、タイ（バンコク）、米国（LA）など8か所に設置・運営されている。今後は、米国ニューヨークにIP-DESKを開所する他、韓国企業の知財権紛争多発地域とされる欧州、日本などの先進国にも追加開所する計画を持っている。

□知識財産コリア投資説明会を開催

一方、キム庁長は、ニューヨークのIP-DESK開所式に先立ち、同日午前、米国企業の知財権責任者、及び代理人を対象に、知的財産コリア投資説明会（IP Korea-IR）を開き、韓国の先進化された特許制度と特許審査サービスを紹介した。

今回の説明会は、米韓FTAとEU-韓FTAを通じて先進化された知的財産権システムと特許審査サービスを米国現地で直接説明し、米国から知的財産保護圧力を受けていた「受け身」の立場から脱し、知的財産投資誘致活動がスタートしたことに意味がある。

韓国特許庁は、新政権の創造経済パラダイムと知的財産政策を紹介することで、米国企業の韓国に対する知的財産投資を積極的に誘導し、韓国がアジア地域の知的財産において最適の投資先として位置づけられるようにする戦略だ。

キム庁長は、韓国特許庁の審査サービスが国際的に認められていることを強調し、安定的かつ透明な知財権の保護がなされている韓国に持続的な出願と投資を求めた。

韓国企業は、米国企業の国際特許（PCT:特許協力条約）出願の3分の1に当たる16,000件と、韓国への直接出願約12,000件に対して特許審査サービスを行っている。今回の説明会の参加者は、韓国特許庁が米国を訪問して特許庁長が韓国の知財権政策と審査行政について詳細な説明を直接行ったことに深い印象を受け、韓国政府のグローバルサービスを理解する上で大いに役立ったという反応を示した。

韓国特許庁は、こうした知財権投資説明会を定期的で開催し、より多くの外国企業から知的財産サービス需要を誘致し、国内の関連知的財産産業と雇用を拡大していく計画だ。

2-6 未来創造科学部・技術標準院と標準特許政策フォーラムを開催

韓国特許庁(2013. 6. 12)

最近、サムスン電子とアップルの間で行われたスマートフォン特許をめぐる係争により、標準特許という言葉は、一般的によく使われるようになった。

標準特許は、国際的に定められた標準技術を適用するために必須となる特許で、長期間の安定的かつ巨額の収入が確保されるため、企業の競争力強化において存在感が高まりつつある。

情報通信技術が他の産業と融複合化され、世界市場に影を落としている先進国や先行

企業の事例から、世界的にも、こうした技術分野の標準特許を確保するため、様々な政策的支援と巨額の資金、多くの人材が投じられている。

韓国政府も、標準特許の確保に向けて様々な取り組みを行っており、最近3年間、56の課題を支援して57件の標準特許を確保した。

特に、現政権が掲げる「創造経済」の大黒柱である「科学技術」と「情報通信技術」の2トラックに、産業間の融合・複合化を通じて新たな雇用を生み出すことは、我々が持つべき標準特許の競争力とその方向性が一致している。

韓国特許庁は、創造経済の実現に向けた主な国政課題として「標準特許創出支援事業」を推進しており、2017年までに世界標準特許の10%を確保して世界4大標準特許大国入りを果たす目標を掲げている。

その実現のためには、標準特許競争力の強化において正しい知的財産環境が求められ、政府の政策方向が正しくなければならず、その上で、産官学関係者の積極的な参加も非常に重要だといえる。

韓国特許庁は、そのため、未来創造科学部、産業通商資源部の技術標準院などとともに、6月12日にソウルで「創造経済の実現に向けた知的財産生態系の構築」というテーマとして標準特許政策フォーラムを開催する。

今回のフォーラムでは、未来創造科学部、産業通商資源部の技術標準院、韓国特許庁、企業の関係者が韓国の研究開発、標準、標準特許の現状と政策推進方向、企業の標準特許創出と活用策について発表を行う。

また、R&D、標準、特許を担当する各政府部署の関係者と、産官学の専門家が「創造経済時代における正しい知的財産生態系の構築と政策推進の方向と、標準特許の創出案」についてパネルディスカッションを行う。

韓国特許庁の関係者は、「今回のフォーラムから出された様々な意見を韓国の標準特許政策に積極的に反映し、創造経済の実現に向けた知的財産権環境の構築の礎にしたい」とコメントした。

<添付>国際標準化機関の標準特許保有の現状(2012.12 ベース)

順位	国	特許件数	割合(%)
1	米国	2,774	32.5
2	日本	1,789	21.0
3	フィンランド	1,010	11.8
4	フランス	816	9.5
5	ドイツ	462	5.4
6	韓国	377	4.4

7	スウェーデン	272	3.2
8	オランダ	224	2.6
9	イギリス	187	2.2
10	中国	145	1.7
	その他	484	5.7
合計		8,540	100

＜添付＞韓国特許庁の標準特許創出支援事業成果(2010~2012)

事業年度	課題数	成果				支援機関				
		創出した特許	標準案	標準案に反された特許	宣言特許(標準特許)	大手	中小・中堅	協会	研究所	学校
2010	11	23	10	11	7	1	-	-	5	5
2011	21	121	33	107	8	3	3	1	13	1
2012	24	131	39	74	42	6	2	1	13	2
合計	56	275	82	192	57	10	5	2	31	8

2-7 中央アジアで知的財産の韓流ブームを巻き起こす！

韓国特許庁(2013. 6. 13)

韓国の特許情報システム「特許ネット(KIPOnet)」の海外進出が本格的にスタートする。

韓国特許庁は、2011年のモンゴルに続き、アゼルバイジャンに特許ネット技術を移転し、システム構築を完了したと発表した。特許ネットとは、韓国特許庁が1999年に開発した独自の特許情報システムで、インド・フィリピン・ベトナムなどの途上国10カ国にコンサルタントを行い、米国・日本をはじめとする約30カ国がベンチマークするなど、国際的にその優秀さが認められている。

同事業は、2009年、韓・アゼルバイジャン特許庁間の協力関係が結ばれることに基づいて議論が始まり、2011年、韓国国際協力団(KOICA)から420万ドル規模の公的開発援助(ODA: Official Development Assistance)事業に選定され本格推進となった。

今回のシステムを構築したアゼルバイジャンは、中央アジアでも潜在成長力が高く、域内でも影響力が大きいということを踏まえ、外交的に重要なスポットだと評価されている。早くから、ウズベキスタン、タジキスタン、グルジアなどの隣国が特許ネットに大きな関心を示しているなど、協力要請が積極的に寄せられているため、この地域における韓国の地位はさらに高まると予想されている。

アゼルバイジャンの特許情報システムを詳しくみると、特許ネットの機能は最大限に実現しながらも、ニーズに合わせて軽量化したことが特徴であると言える。

同システムは、△特許出願・受付の電子化、△先行技術 DB の構築、及び検索の自動化、△オンライン手数料納付など、特許ネットの重要サービスを全て提供する。

特に注目されるのは、中小の知的財産サービス会社が開発責任者として参加し、中小企業の海外進出の良い前例を残したことだ。今後、特許ネットの輸出が活発になった場合、中小企業の海外進出も活性化され、若者の雇用創出につながると期待されている。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「今回の事業をきっかけに、中央アジア諸国が特許ネットに興味を持つようになった。これからも特許庁は、海外との協力を通じて特許ネットを積極的に拡大し、知的財産権分野の韓国の地位を高める一方、中小企業の海外進出支援に取り組む計画だ」と述べた。

2-8 韓国特許庁、太陽光発電の関連機関の代表者と懇談会

韓国特許庁(2013. 6. 14)

韓国特許庁は、6月14日、韓国太陽興産業協会など、韓国の太陽光発電分野の5の関連機関の代表者との懇談会を開催し、太陽光発電の特許技術創出支援策を議論する。

再生エネルギー産業の代表格とされている太陽光発電産業は、その無限性かつ無害性、雇用創出効果、進入障壁の低さなどにより、エネルギー、環境、雇用などの社会経済的な問題を解決できる主な産業として注目されている。

韓国太陽興産業協会の資料において、ハワイやイタリアなどの一部地域が昨年(2012年)にグリッドパリティ (Grid parity) に到達したことが報じられるなど、太陽光発電事業が主な電力供給源として位置付けられる日が遠くないと見込まれている。

今回の懇談会では、韓国特許庁情報通信審査局のアン・デジン局長の招きにより、△韓国太陽興産業協会のクク・ジャジュン常勤副会長、△韓国太陽光発電事業者協会のソン・ウグン常任副会長、△太陽光発電学会のソン・ジンス学会長、△韓国太陽エネルギー学会のチェ・ジュヨブ文化委員長、△エネルギー管理公団再生エネルギーセンターのナム・キウン所長などが各機関の代表として出席する予定だ。

懇談会に先立ち、観光太陽興産業協会・韓国太陽エネルギー学会・韓国特許庁の3機関はそれぞれ、太陽光発電分野の産業動向、費用分析、特許動向などに関する調査資料を発表する。続いて、各機関の代表は、△太陽光発電産業の動向、△韓国のグリッドパリティ達成時期の予測、△グリッドパリティ太陽光発電分野で特許技術の先取りのための民間協力策、△韓国の太陽光発電関連機関の協力枠組みの構築などをテーマに意見交換を行う計画だ。

韓国特許庁アン・デジン局長は、「国内の企業、公的研究機関、大学などで個別に行われていた研究成果を集め共有し、研究成果を共同で評価できれば、太陽光発電技術の研究方向を効率的に提示できると思います。韓国特許庁は、研究開発の成果を知的財産権

として権利化することを支援するほか、特許動向調査を通じて外国の技術開発の方向と成果をモニタリングして提供します。また、国内の学会と連携して産業に適用可能な優秀な研究や論文を探り出し、知財権に結び付く案を模索したいと考えております」とコメントし、開催の背景を説明した。

これと関連して韓国特許庁は、10月、コエックスにて開かれる「大韓民国エネルギー大戦」にブースを出展し、参加企業を対象に知財権相談を行うなど、太陽光発電技術分野の知財権創出を促す様々な取り組みを計画している。

韓国特許庁映像機器審査課のキム・ジェムン課長は、「太陽光発電の産業は、今後、半導体産業規模より3倍以上も成長すると予測されている。先進技術を追い越そうと必死だったメモリー半導体産業型の発展モデルから脱し、我々が初期段階からリードできる重要な産業アイテムであるため、太陽光発電技術の育成に向けた政府の積極的な役割が非常に重要だ」と強調した。

一方、韓国特許庁は、これからも様々な業種別企業や団体との協力ネットワークを拡大し、知的財産環境を構築して創造経済の実現に積極的に取り組んでいく計画だ。

2-9 国立農業科学院「国家特許微生物統合保存所」に選定

韓国特許庁(2013.6.14)

農村振興庁と韓国特許庁は、6月13日、統合管理担当を国立農業科学院と定め、「国家特許微生物統合保存所」に指定する了解覚書(MOU)を締結し、開所式を行う。まさに「特許微生物のノアの方舟が錨を上げた」と言える。

韓国特許庁は、微生物関連の特許を出願するとき、出願書とともに提出される特許微生物を寄託機関に寄託させる「特許微生物寄託制度」を1981年から運営している。現在、ソウル、水原、大田に4か所の寄託機関が指定され、約9000点の特許微生物が保存されている。

しかし、こうした微生物が火災や震災などによって失われてしまうと、二度と復旧することができない。2005年、韓国の研究機関で停電が起きて飼育していた実験用サルの大半が死んでしまった事件をきっかけに、生物資源の安全な保存に関する関心が高まっている。既に米国や日本などでは、生物資源を安全に保存するための重複保存施設が運営されている。

国の主な資源とされている特許微生物を安全かつ効率的に重複保存できる「国家特許微生物統合保存所」の構築を計画し、外部からの公募、実態調査、専門家の評価を経て、最終的に農村振興庁の国立農業科学院が「国家特許微生物統合保存所」として指定された。同保存所は、火災や停電、震災、戦時の爆撃などの大型災害にも備えられるように設計されている。

農村振興庁は、今回の了解覚書の締結に基づき、2014年から2年間、4か所の寄託機関の特許微生物約9000件の複製を作り、統合保存所に移動させる一方、2016年からは、

年間約 600 件の新規出願される特許微生物を複製・保存するほか、特許微生物に関する情報も CD にコピーして統合保存する。従来の 4 か所の寄託機関による寄託業務は維持される。

特に、最近、種子、細胞主、受精卵、遺伝子などと特許微生物は、零下 196℃の液体窒素を用いて最小 30 年以上、最も安全に保存され、液体窒素の保存が不可能な一部の特許微生物については、それぞれに合わせた最適の保存方法を適用して保存する計画だ。

今回、統合保存所が立ちあげられる国立農業科学院の農業遺伝資源センターでは、50 万点以上の種子と、5 万点以上の微生物が保存できる世界的な規模の貯蔵庫を保有している。

また、零下 196℃で補完できる超低温貯蔵庫とロボット入出力システムを具備している。耐震設計を適用し、震度 7.0 の揺れにも耐えられ、停電に備えた 3 重の電力供給設備も設けられている。

農業遺伝子資源センターは、生物資源の貯蔵施設として、その優秀さを認められ、2008 年国際連合食糧農業機関(FAO)の世界作物多様性財団から、世界各国の主要な遺伝資源を保存する「国際安全重複保存所」に指定された。

農村振興庁と特許庁の両機関は、了解覚書の締結において、「国家特許微生物の統合保存所」の指定以外にも、伝統知識 DB の構築、国有特許の管理・技術移転、知的財産権の獲得戦略の確立、特許動向の分析など、両機関が保有している知識の共有や業務協力をさらに広げていくことで合意した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 ハンミ薬品、多国籍製薬会社との特許訴訟で勝訴

電子新聞(2013.6.4)

米国において韓国の製薬会社と多国籍製薬会社の間で行われていた特許係争で、韓国企業が勝訴を勝ち取った。これで、韓国の改良新薬の米国での販売にも青信号がともったと言える。ハンミ薬品は、4 日、逆流性食道炎治療剤「エソメゾル」の特許侵害訴訟でアストラゼネカと「和解」したと発表した。

両社は、最近、ニュージャージー地方裁判所で開かれた審理において、「アストラゼネカの新薬特許は認められるが、ハンミ薬品が開発した薬がアストラゼネカの特許権を侵害してはいない」ということに同意する条件で合意した。今回の合意は、昨年 12 月に同裁判所が下した特許権範囲の解釈を両社が受け入れた結果だとハンミ薬品は説明した。ハンミ薬品の関係者によると、「アストラゼネカには控訴する権利があるが、裁判所の決定の根拠が明確なので、控訴審で逆転する可能性は低い」という。

アストラゼネカとの特許紛争が事実上ピリオドを打ったことで、ハンミ薬品は、米国食品医薬局(FDA)に同薬の最終市販許可をさっそく申請する計画だ。FDAから暫定的な市販許可(tentative approval)を4月に受けた状態だ。暫定許可は、効果と安全性を検討した後、特許紛争の終了を前提に与える条件付き許可だ。

判決文の提出後から許可を得るまで、長引けば8週間がかかるという。会社は、許可を取得次第、現地パートナー会社を通じて同薬の発売を始める計画だ。

<カン・ビョンジュン記者>

3-2 パテント・トロールの「餌食」にされる韓国企業

電子新聞(2013.6.5)

パテント・トロールと呼ばれるインターデジタルがサムスン電子などの韓国企業から受け取った標準特許のロイヤルティが年間1億2000万~1億8000万ドルに達していることが分かった。

特許情報振興センターが5日に発表した「標準特許の動向分析」の報告書によると、約2000社以上の特許管理会社(NPE)の標準特許は2009年3199件から、2012年5050件と、保有件数が3年で70%以上も増えた。

直接製品の生産・販売を行わず、特許の取引だけで利益を上げるという特許管理会社の特徴上、標準特許が収益を上げやすいという判断から最近、標準特許を積極的に購入しているためだ。

このうち、インターデジタルは、標準特許全体の90%を超える4561件と保有件数が突出して多く、業界1位となっている。昨年、標準特許から得た売上高だけでも6億6000万ドルにのぼる。問題は、この会社が年間売上高の20%以上を韓国から得ているということだ。実際に、2010年から2012年まで、サムスン電子やLG電子などの韓国企業がインターデジタルに標準特許の利用料として支払ったロイヤルティは、1億2000万~1億8000万ドルだ。

一方、アップルの子会社「ロックスタービドコ」は、336件の標準特許を確保し、インターデジタルに続いて2番目の多い標準特許技術を保有している。

ロックスタービドコは、2011年、ノーテルのLTE技術など、先端のIT技術標準特許を多数購入したと知られている。

報告書は、インターデジタルよりも、最新技術の特許を揃えているロックスタービドコのほうが韓国企業を脅かす存在になるという見方を示した。

特許情報振興センターのパク・ジョンリョル所長は、「海外では、特許管理会社が有望なビジネスモデルとして位置付けられ、数兆ドルの特許投資ファンドも登場した。世界特許出願規模が4位となっている韓国も、攻撃を受ける弱い立場から脱し、自動車やITに続く、次世代の主力産業として特許を活用すべきだ」と話した。

<シン・ソンミ記者>

3-3 米 ITC 「アップルがサムスン特許を侵害」

電子新聞(2013.6.5)

米国国際貿易委員会(ITC)は、米国時間の4日、アップルがサムスン電子のスマートフォン特許を侵害したという最終判決を言い渡した。ITCは、同日、ウェブサイトに掲載した決定文においてこのような内容を明らかにし、関連のアップル製品の輸入禁止を決めた。

今回の判定により、ITCは、中国フォックスコン工場など、海外で組み立てられるアップルの該当商品の輸入差し止めをオバマ大統領に建議することができ、大統領は60日間以内に決定を下さなければならない。ITCは、昨年8月の予備判定で下した「アップルはサムスン電子の標準特許を1件も侵害していない」という結論を、その10ヵ月後に完全に裏返した。これは、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所の判決とも異なる結果なので注目される。

知的財産権専門家であるフロリアン・ミラーは、本人のブログ「FOSS Patent」に、今回の判決が旧型iPhoneとiPadに適用されるため、アップルの売上高に与える影響は大きくないと分析した。彼は、ケルカム製のチップを搭載したiPhone 4S以降の製品には判決が適用されないとも説明した。

米国知的財産コンサルタント企業のTechIPMのイ・グンホ代表は、「今回の判決により、ITCは、標準特許も販売・輸入差し止めが可能であるという前例を残した。これは、憲法規定に基づいて公正な判決を言い渡したという名分を得て、米国議会に現行法規定の改正の余地まで与えた」と分析した。

アップルの特許侵害に関するITCの最終判定は、当初は1月14日に予定されていたが、5回も延期となり、この日に発表した。

<キム・インスン記者>

3-4 SKハイニックス、ラムバスとの特許訴訟に終止符打った

電子新聞(2013.6.12)

SKハイニックスがラムバスと包括的な特許ライセンスを締結することで、特許係争に終止符を打った。

SKハイニックスは、ラムバスと半導体特許ライセンス契約を締結し、これまでの使用分まで含めて今後5年間、技術使用権限を確保したと12日に発表した。

今後5年間、SKハイニックスは、ラムバスに四半期ごとに1200万ドルを支給することにした。ライセンス契約がやっと締結され、両社間の全ての特許訴訟を取消すという。

ラムバスが特許侵害を理由にSKハイニックスを提訴したのは2000年のことだ。米国をはじめ、ドイツ、フランス、イギリスなどに訴訟合戦が拡大した。その後、特許侵害訴訟、特許無効訴訟、反独占訴訟など、難戦が繰り返された。

2009年、米国カリフォルニア裁判所は、SKハイニックスがD-RAM技術でラムバスの特許を侵害したとして4億ドルの損害賠償とランニング・ロイヤリティー(継続使用料)の支払いを命じる原審判決を言い渡した。2011年5月の控訴審で連邦高等裁判所は、原審判決を破棄し、再審理のため、原審裁判所に本件を差戻した。

ラムバスは、2004年5月、SKハイニックスに追加の反独占訴訟を提起し、39億ドルの損害を被ったと主張した。しかし、昨年、サンフランシスコ州裁判所は、D-RAMメーカー間で違法なカルテルはなかったと判決し、ラムバスはそれに控訴する事態となった。

SKハイニックスの関係者は、「両社の特許係争がまとまり、SKハイニックスは、総合半導体メーカーとして成長できる基盤を設けた。ロイヤルティは、既に充当金に反映され、財務上の負担は全くない」と説明した。

<イ・ヒョンス記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 デザイン優先審査申請の87.8%が中小企業

韓国特許庁(2013.6.11)

最近、商品の外見の美しさを追求し、消費者の購入欲を刺激する「デザイン」に関する関心が向上したことにより、出願デザインの優先審査制度を通じて事業の活性化を図っている中小企業が増えていることが分かった。

韓国特許庁によると、2012年におけるデザイン優先審査申請件数のうち、中小企業の申請件数が3,257件と、全体の87.8%(大手企業は451件:12.2%)を占め、主に街路灯、ベンチなど、自治体が発注する公共デザインに集中出願されている。

これは、中小企業が自治体などの公共デザイン納品入札の時、応募期間内にデザインを創作、登録して入札に応じようと、優先審査制度を利用しているためだと分析される。

これから、韓国特許庁は、優先審査申請要件の緩和(関連書類の簡素化など)、手数料の適正化、審査期間の短縮努力など、優先審査制度について様々な制度的見直しを推進し、中小企業の企業活動を積極的に支援する構えだ。

<優先審査請求におけるデザイン出願の現状>

■年度別におけるデザイン出願の現状(2008~2012)

区分	2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	増減	件数	増減	件数	増減	件数	増減	件数	増減

		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
全体	56,750	4.4	57,737	1.7	57,190	△0.9	56,525	△1.2	63,135	11.7
大手企業	6,590	△1.6	6,107	△7.3	5,335	△12.6	4,961	△7.0	5,406	9.0
中小企業	37,457	0.2	44,316	18.3	47,116	6.3	45,804	△2.8	49,068	7.1

■ 出願主体別のデザイン出願の現状(2008~2012)

区分		2008	2009	2010	2011	2012	合計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	割合-%
中小企業	全体	37,457	44,316	47,116	45,804	49,068	223,761	76.8
	優先	2,265	3,972	3,870	3,773	3,257	17,137	87.1
大手企業 などその他	全体	19,293	13,421	10,074	10,721	14,067	67,576	23.2
	優先	1,263	501	75	248	451	2,538	12.9
合計	全体	56,750	57,737	57,190	56,525	63,135	291,337	100
	優先	3,528	4,473	3,945	4,021	3,708	19,675	100

※中小企業には、中堅企業及び国内の個人事業者を含める。その他は、国内の非営利法人など

4-2 デザイン外注の「甲」をなくす 産業部、標準契約書を導入

デジタルタイムズ(2013. 6. 12)

産業通商資源部は、デザイン外注において発注者の不公正な行為を防ぐ一方、デザイナーの権利を保護するため、一般型製品・成果補修型製品・視覚・インターラクティブの4種の「デザイン標準契約書」を設けて告示すると12日に発表した。

標準契約書は、需要者、または供給者が一方的に契約を変更・解約した場合には、賠償を命じる一方、発注先の不公正な行為を防ぐため、最終引渡物の検収・承認の手続きを規定した。中間引渡物や最終引渡物など、作業段階別に知的財産権の帰属主体を明示するほか、通常契約書に使用する「甲乙」の表記を「需要者」と「供給者」という名称に変えた。

未出願デザインを展示・出品して生じる不利益を防ぐため、デザイン告知証明制度も新設する。オンラインで簡単にデザインを登録し、6ヵ月間、デザインの創作者と新規性が確認できるよう補助する制度だ。現在は、出願前に展示・出品すると、特許庁が原則としてデザインの新規性を認めないが、告知証明ができれば、展示・出品しても排除

しないという趣旨だ。

<キム・スンリョン記者>

その他一般

5-1 携帯電話カメラ映像センサー特許技術 日韓戦が激しい

韓国特許庁(2013.6.3)

スマートフォンの普及に伴い、バックサイドカメラ(BSI, Back Side Illumination)映像センサー(CMOS イメージセンサ)をめぐる日韓両国のメーカーが技術開発でしのぎを削っている。

韓国特許庁によると、BSI 映像センサーの特許出願は、2003 年までは 7 件にすぎなかったが、2008 年からは毎年 40~50 件に増加したという。

出願人の国籍別では、日本が 53%、韓国が 37%と大半を占めており、出願人別では、ソニー(83 件)、サムスン電子(35 件)、ドングハイテック(35 件)、ハママツ(11 件)、サムコ(10 件)の順となっている。

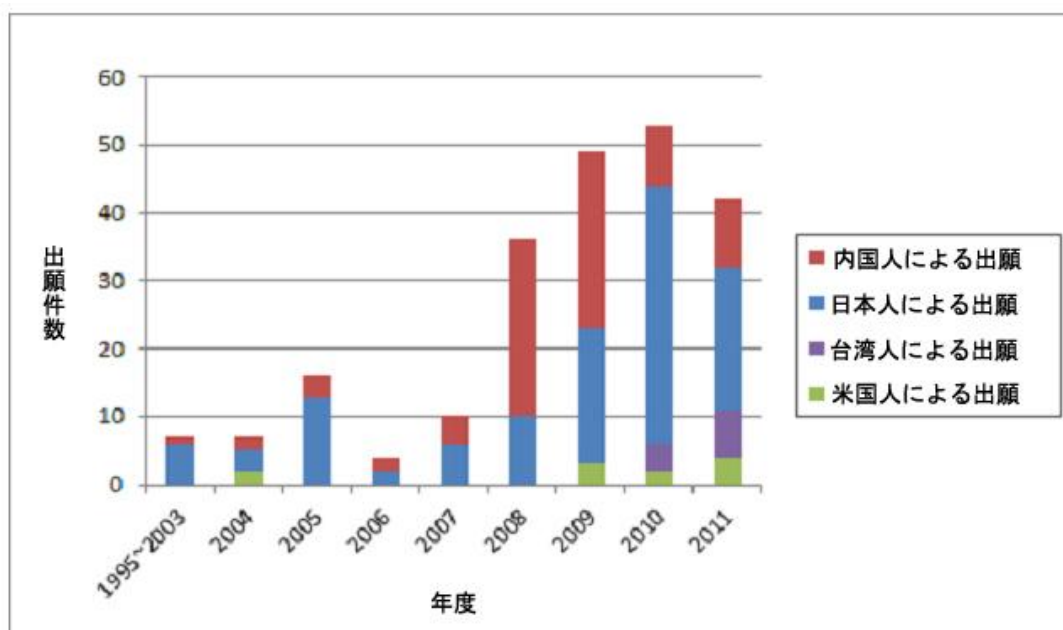
2006 年までも BSI 映像センサーは、日本が韓国に出願するが多かったが、2008~2009 年度からは韓国も同分野に関心を持ち始め、技術開発を本格化した結果、日本より出願件数が多い年もある。

従来の映像センサーは、基盤の上部に配線をかけず、基盤の後ろ面を通じて光を直接受け入れたため、配線による光の乱反射が少なく、画像当たりの光の吸収率を高められる。そのため、高画質のスマートフォンに適切な技術として高く評価されている。BSI 映像センサーが搭載されたカメラは、特に室内やうす暗い場所、逆光の状況で写真を撮る時、優れた画質を誇る。

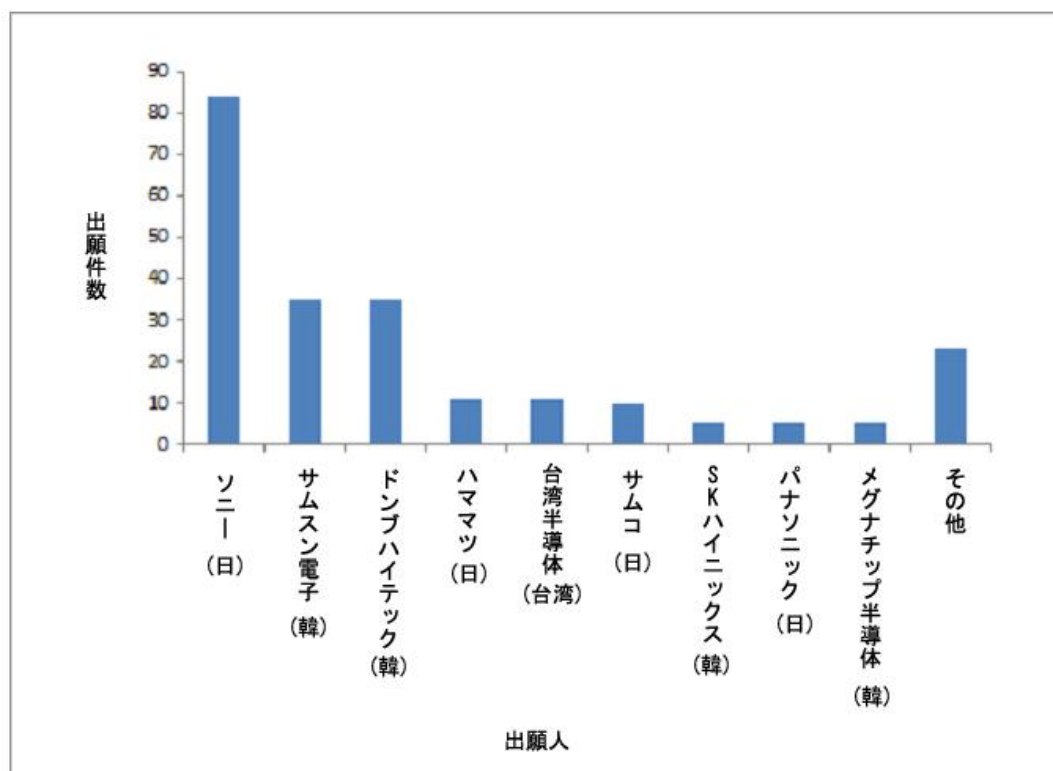
最近では、基盤を最薄にするか、内部の光ノイズを防止してセンサーの感度を高める技術の出願が注目されている。日本市場調査会社 TSR によると、2014 年の携帯電話向けカメラ映像センサーの約 50%を BSI 映像センサー技術が占めると予想(出处：ヤン・ジョンソク、「SK ハイニックス、CIS 市場攻略を強化…BSI 搭載した 800 万画素商品を開発」、電子新聞、2012 年 10 月 18 日)されているだけに、今後の技術競争はさらに激しくなる見通しだ。

韓国特許庁の関係者は、「BSI 映像センサーの市場規模が拡大し、日韓間の市場シェア確保競争もさらに激しくなると予想されている。韓国企業も持続的な技術投資を通じて競争力を国際的な水準に高めなければならない」と述べた。

<添付>BSI カメラ映像センサー分野の年度別における特許出願件数



<添付> BSI カメラ映像センサー分野の国籍別特許出願の分布

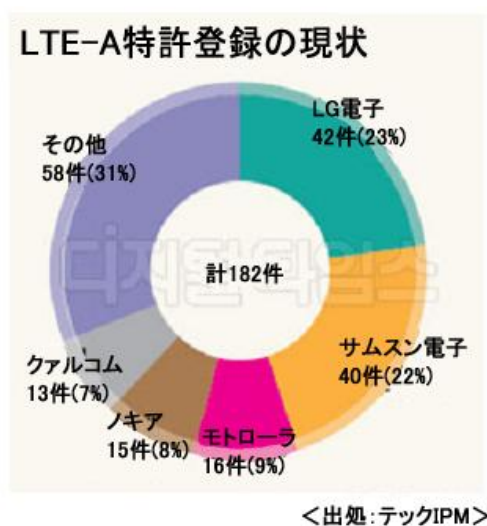


-2012 年 サムスン電子が数量ベースでは 27%を占め(首位)ているが、売上高では、ソニーが 1 位

-SK ハイニックスは、シリコンファイル(設計会社)と提携して下半期から BSI 技術と融合させた商品の量産を予定

5-2 LG 電子、LTE-A 特許登録 1 位

デジタルタイムズ(2013. 6. 10)



LG 電子の LTE-アドバンスド(LTE-A)関連の特許登録件数が世界 1 位だという調査結果が発表された。

10 日、米国の特許専門コンサルタント機関「テック IPM」によると、LTE-A 技術に該当する登録特許 182 件のうち、LG 電子の特許が 23%と最も多かった。

LG 電子は、昨年にも、テック IPM が分析した LTE 特許順位で首位を獲得したほか、ジェフリース&Co 投資銀行が 2011 年に分析した特許価値順位でも世界 1 位だった。

LG 電子に続き、サムスン電子が小数点以下の差で 2 位となった。テック IPM は、公開資料において両社の具体的な特許件数を明記してはいないが、登録特許の全体件数が 182 件ということ踏まえると、LG 電子の特許が 42 件、サムスン電子の特許件数が 41 件だと推定される。

その次に、モトローラ(9%)とノキア(8%)、クアルコム(7%)が 3~5 位にランクしている。未登録出願特許まで含めた LTE-A 特許は 283 件だった。未登録特許を含めると、サムスン電子と LG 電子の順位は逆転する。

サムスン電子のシェアが全体の 20%、LG は 19%、クアルコム 14%、モトローラ 8%、ノキア 6%、インターデジタル 6%の順となっている。

<パク・チソン記者>

5-3 「音」だけで溶接ができる

韓国特許庁(2013. 6. 12)

一般的に「溶接」という言葉を耳にすると、熱と騒音とともにあちらこちらに散る溶接火花が思い浮かび、溶接作業場の環境が熱気と匂いのせいで良くないと思いがちだ。一般溶接は、高温の炎で金属を溶かすが、音の一種の超音波エネルギーを用いて金属やプラスチックを接合する「超音波溶接」は、炎や煙が生じないため、これまで使用されている溶接の中では一番環境に優しい溶接技術だ。

超音波溶接は、一般電気を高周波電気エネルギーに変換し、再び振動子を利用して機械的な振動に変え、その振動の幅を増幅して発生した超音波エネルギーを溶接の対象物に伝達することで振動による摩擦熱を発生させて対象物を接合する技術だ。

一般的な溶接は、はんだなどの溶剤(solder、接合材料)を使用するが、超音波溶接は、それを利用しないで低い温度で接合するため、接合のスピードが非常に速く、煙や騒音が発生しない環境配慮型の溶接方法だとされている。

また、一般的な溶接技術では接合が難しい薄板や細いワイヤーなどにも適用可能で、金属の性質が異なる 2 種類の接合にも使用できるというメリットがある。

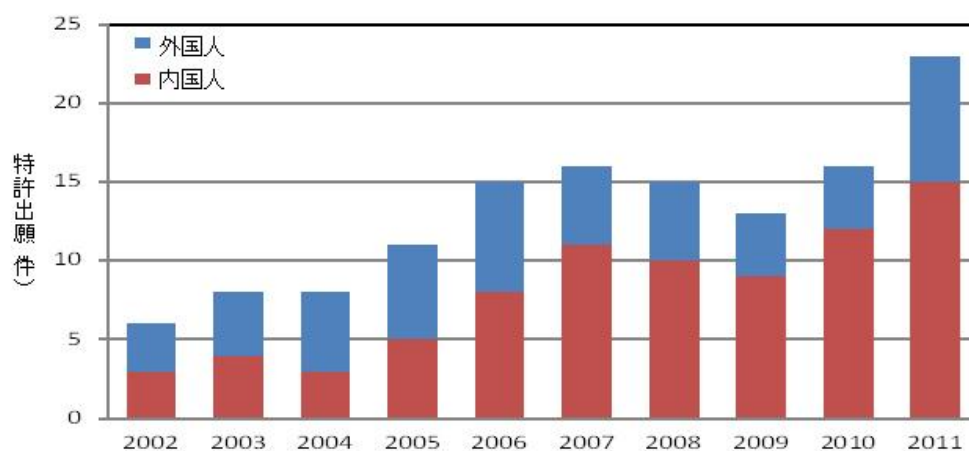
そのため、かつては自動車などの機械産業分野で利用されていたこの技術は、太陽電池、半導体、電機通信などの最先端技術に適用分野が広がりつつある。

韓国特許庁によると、超音波溶接技術に関する特許の出願は、2002 年に 6 件に過ぎなかったが、2011 年に 23 件まで増加し、最近の 10 年間、約 130 件が出願された。

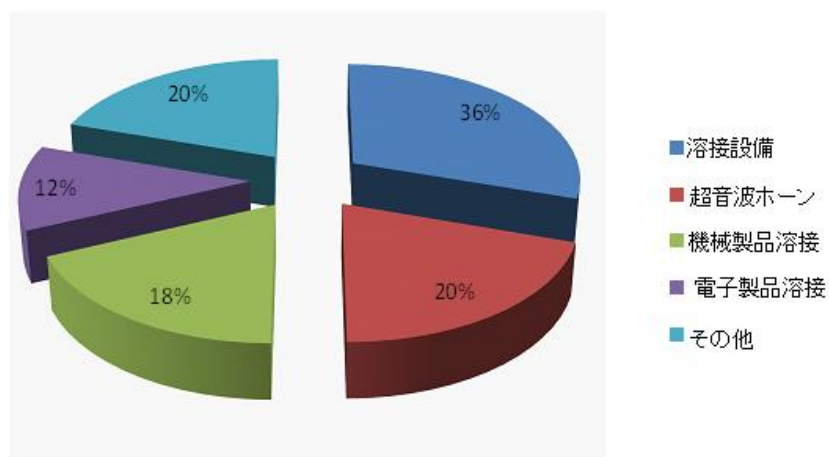
出願別では、超音波溶接設備と、超音波を溶接対象に伝達する超音波のホーンに関する特許出願が約 56%と、最も高い割合を占めている。次に、熱交換器、自動車、冷却設備など、機械製品に超音波溶接を適用した発明の出願が出番の 18%で、超音波溶接を用いた電子製品の溶接に関する出願が約 12%を占めた。

韓国特許庁の関係者によると、工程の効率、及び作業環境への関心が徐々に高まっており、超音波溶接技術の適用分野である自動車産業と、電機産業の規模が着実に成長していくと予想されているため、超音波溶接技術の適用分野の拡大だけでなく、関連業界の研究開発もさらに強化するとみられている。そのため、様々な方式の超音波溶接技術に関する特許出願がこれからも増加すると予想されている。

超音波溶接技術の年度別における特許出願の動向



超音波溶接の分野別における特許出願の動向



過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム